

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : (株) TMC
業者の住所 : 兵庫県明石市大久保町松陰 1 1 2 7 - 3 2
- 2 指名停止措置期間 : 平成22年12月24日～平成23年3月23日(3ヶ月間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地域
- 4 事実概要
兵庫県芦屋市発注の工事において、便宜を受けた見返りに商品券を渡したとして、平成22年10月20日、(株)TMCの前代表取締役が贈賄容疑で兵庫県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由
(株) TMCの前代表取締役が贈賄容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17年第48号)別表第2第2号イ(贈賄)に該当するものである。

(参考) <工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第2>

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が関係区域内の他の公共機関の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3 ヶ月以上9 ヶ月以内 2 ヶ月以上6 ヶ月以内 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内

○問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通 4 - 1 - 2 2

アーバンエース三宮ビル 1 2 階 TEL 078(291)1035 (直通) FAX 078(291)0026